

## 平成 29 年度 第 7 回理事会次第

日 時：平成 30 年 3 月 11 日（日）10：00～

会 場：ホテルリブマックス 2階会議室  
（千葉県美浜区幸町 2-3）

1. 出席者及び資料の確認
  2. 開 会
  3. 会長挨拶
  4. 議 題
    - (1) 会長と三役会からの報告
    - (2) 各委員会報告事項に対する質疑  
(事前送付資料によりご確認ください)
    - (3) 議事
      - ① 理事の欠員について
      - ② 監事候補者の選出について
      - ③ 規定の変更について
        - ・一般社団法人千葉県社会福祉士会委員会設置及び運営に関する規定
        - ・一般社団法人千葉県社会福祉士会事務局の組織及び運営に関する規定
        - ・一般社団法人千葉県社会福祉士会経理規定
        - ・一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規定
        - ・一般社団法人千葉県社会福祉士会特定個人情報保護規定
      - ④ 第 1 回臨時総会へのご意見に対する回答について
    - (4) その他
      - ① 臨時総会の進行について
      - ② 日本社会福祉士会への捜査機関への社会福祉士配置案に対しての公開要望書について
  5. 閉 会
- 次回理事会予定 第 1 回 理 事 会：平成 30 年 5 月 13 日(日)10：00～  
場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

【報告事項】

1. 地域集会実施報告及び実施予定

日時	地区	世話人	内容	参加人数
6月9日	市原	床井 祐介	『琢心会の地域づくり実践報告』	22
6月24日	長生・夷隅	宇津木 河野	地域のみなさんを手伝いたい！～ひびき手伝い隊 の取り組み～ 新しい地域包括支援体制を考える～社会福祉士 の役割と今できること～	12
6月24日	船橋・鎌ヶ谷	鳥居靖子 佐藤むつみ	生活困窮者自立支援制度について	21
7月12日	緑区	鈴木 さやか	情報交換	15
7月23日	佐倉・四街道・ 八街	秦野隆治	LGBTQ の悩みは、生活の悩み～性の多様性の 尊重と社会福祉士の関わり」	13
9月9日	山武・東金・芝 山・横芝光	西沢 将行	みんながお互いに支え合い喜び合い、共に生き る。そんな大きな家族を目指す活動	19
9月16日	船橋・鎌ヶ谷	鳥居靖子 佐藤むつみ	知的障がい者の親として～ 「私たちは、こんな後見人がほしい」	23
9月17日	印西	市川澄子	成年後見制度について	25
10月6日	長生・夷隅	宇津木 河野	市役所内に配置された委託相談支援事業所の意 義と役割 ～地域共生社会を考える～	33
11月11日	佐倉・四街道・ 八街	秦野隆治	RJ(Restorative Justice)修復的対話。やられたら やり返す応報的なやり取りではなく、回復と和解を 目指す取り組みです。	12
11月24日	市原	床井 祐介	『地域生活連携シートを活用し、医療・介護関係者 同士の連携の事例報告』	17
12月8日	安房	川名真啓 野口雄一	「スクールソーシャルワーカーって何？」	21
12月9日	全域(船橋・鎌ヶ 谷)	鳥居靖子 佐藤むつみ	言語聴覚士って何？ その役割は？	16
12月16日	長生・夷隅	宇津木 河野	「たがやせ！共生社会の土づくり」	33
2月17日	山武、東金、芝 山、横芝光地区	西沢 将行	私の街づくり～世界最強のままの挑戦～	24

3 月 17 日	佐倉・四街道・ 八街	秦野隆治	慰労と語り合い	
3 月 17 日	船橋・鎌ヶ谷	鳥居靖子 佐藤むつみ	障害年金について、その手続き	

※8 地区 15 回開催 306 人参加 3 月 8 日現在

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1) 平成29年度 基礎研修日程、テキスト代 (送料含む) 7,000 円

①基礎研修Ⅰ 定員 80名 申込受講人数 74名 最終受講生61名

受講料 5000 円

開催日

平成29年 9月 3日 (土) 集合研修① ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成30年 2月11日 (土) 集合研修② ホテルリブマックス千葉美浜 済み

②基礎研修Ⅱ 定員 40名 申込受講人数 45名

受講料 30,000 円

平成29年度から基礎研修Ⅱ,ⅢDVD活用研修廃止→すべて生講義とする。

開催日

平成29年 5月28日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年 6月25日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ (午前のみ) 社会福祉センター 済み  
 平成29年 7月23日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年 8月20日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年 9月24日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年10月22日: 人材育成系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年11月12日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ 社会福祉センター 済み  
 平成29年11月26日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ (午前のみ)  
ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成29年12月24日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ  
 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター 済み  
 平成30年 1月28日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み  
 平成30年 2月25日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター 済み

他県の受講生を受け入れながら実施

③基礎研修Ⅲ 定員20名 申込受講人数 17名

受講料 50,000円

会場および日程は基礎研修Ⅱと同じです。

開催日

平成29年	5月28日:	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	6月25日:	実践評価・実践研究系科目Ⅰ		
		ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	済み
平成29年	7月23日:	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	8月20日:	権利擁護・法学系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	9月24日:	地域開発・政策系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	10月22日:	地域開発・政策系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	11月12日:	サービス管理・経営系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	済み
平成29年	11月26日:	サービス管理・経営系科目Ⅰ		
		(午前のみ)	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成29年	12月24日:	サービス管理・経営系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	済み
平成30年	1月28日:	人材育成系科目Ⅰ	<u>ホテルリブマックス千葉美浜</u>	済み
平成30年	2月25日:	人材育成系科目Ⅰ	<u>社会福祉センター</u>	済み

他県の受講生を受け入れながら実施

2 研修委員会 日程会議 (別紙参照)

平成30年2月4日(日) AM10:00~12:00 事務局奥

平成30年基礎研修ⅠⅡⅢ日程決定 受講上の注意事項について

3 平成29年度 社会福祉士本試験 解答解説実施中 (ジェイシー教育研究所)

研修委員会 会議録

日程：平成30年2月4日（日）

10：00～12：10

場所：千葉県社会福祉士事務局奥

参加者：浅見、宮本、宮下、本石、矢戸、石山、助川、田尻、長嶋、高橋、鈴木、西村

1. 平成30年度 基礎研修ⅠⅡⅢ 赤字は、前回日程から変更。☆下線はリーダー

◎基礎Ⅰ 9月1日（土）、2月10日（日） ☆堀江、鈴木、西村、宮本

◎基礎Ⅱ 5/27 6/17 7/22 8/26 9/30 10/21 11/18 12/9 1/13 2/17（全て日曜）

\*権利擁護、実践研修を1日にまとめるため、11/4を11/18(9：30～19：00)に行う。

☆石山、矢戸、高橋、助川

\*石山が矢戸に教え、再来年度リーダーになってもらえるように指導

◎基礎Ⅲ 5/26 6/23 7/21 8/25 9/29 10/20 11/17 12/8 1/19 2/16（全て土曜）

\*SV、人材育成を1日にまとめるため、11/3行わず、2/16(9：30～19：00)に行う。

☆浅見、宮下、田尻、長嶋

\*浅木が田尻に教え、再来年度リーダーになってもらえるように指導

\*11月か12月の時に、生涯研修制度の説明、ワンアップ研修などの紹介も行う。

◎会場：リブマックス美浜

(会場が変わると間違える方がいる。社会福祉センターの建て替えがある為)

◎スタッフ：ファシリテーターなどスタッフが足りない場合は、リーダーから連絡。

\*日本会が行っている講師研修に参加をしてもらいたい。

その参加費用を千葉県社会福祉士会でも出してもらえないか？(出してくれている県もある)

2. 千葉県独自研修ガイド手引き \*別紙参照

○出席と振替について 案

(1行目) 出席しましたら、当日受講票及び課題等を受け付けに提出をお願いします。

(4行目) 欠席する場合は、必ず事務局へご連絡をお願いします。

○講義内での注意 案

(追加) 事前課題の提出がない場合は、受講できません。

(追加) 修了課題で一定の基準に達しない場合は、再提出を求めます。

(追加) ホテルの駐車場は、ホテル宿泊者をご利用になりますので、公共交通機関でお越しください。

○災害時のご案内について 案

(削除) 台風や大雪、大震災～

\*緊急連絡用に携帯電話を千葉県社会福祉士会で2台ぐらい買ってもらえないか？

3. 補正予算にて平成30年度新たな研修項目の議論(新研修予定:スーパービジョン研修)

今年度予算を取っていないため、6月の補正予算で行う方向。

スーパーバイザーが4人しかいない。協力が得られるのが、石山さん、岸さん

目的：スーパーバイザーが、スーパービジョンの受け方を理解する。

参加者：基礎研修Ⅲ修了者以外も参加可能。

#### 4. 平成30年度 ファシリテーター研修、ワンアップ研修の内容確認

ワンアップ研修…来年度も同様に行う。できれば、苦情、クレーム対応を加えてもらいたい。

ファシリテーター研修…名称にサブタイトルを付ける（羅針盤とか…）いい案があれば募集

#### 5. 大学等、試験対策などの継続内容の議論

○ジェイシー教育研修所（模擬試験）、和洋女子、東京成徳第（受験対策）

⇒現在、染野さんが中心になっているが、来年度平日に動くことが難しくなる。

郵便物は事務局で行うことにしたが、講師の手配などの手伝いが必要になる。

○淑徳大学（講師）⇒神山さんが中心で行っているが、後任もそろそろ考えたい？

○実習指導者研修⇒神田さんが中心で行っていたが、できなくなった。

実質、染野さんと浅見さんが行っている。

\*人で不足になってきているため、協力できる方は声かけてください。

#### 6. その他

次回、9月頃、会議を行う予定。

## 千葉県独自研修ガイド手引き (案) 別紙

### 1) 出席と振替について

出席しましたら、当日受講票及び課題等を受付に提出をお願いします。

15分以上遅刻をされた場合は出席を認められません。

早退する場合は出席を認められません。

振替は原則できません。その際、必ず千葉県社会福祉士会事務局へご連絡ください。

### 2) 講義内での注意 案

事前課題及び中間課題の提出がない場合は、受講できません。

携帯電話の電話はお切りになるかマナーモードにしてください

通話をご遠慮ください

教室は禁煙です。建物内での所定の場所で喫煙をお願いします

各教室、トイレ以外の出入りはご遠慮ください

休憩中での所定の教室内での飲食は可能ですが、それ以外の飲食は担当スタッフの指示に従ってください

講義中、講師および担当スタッフの指示に従ってください

他の受講生のご迷惑になるような行為等があった場合は、ご退席いただく場合がありますのでご了承ください

貴重品の管理はご自身で行っていただき、当会での責任は負いかねます。

修了課題で一定の基準に達しない場合は再提出を求めます。

ホテルの駐車場はホテル宿泊者をご利用になりますので公共機関を御利用ください。

### 3) 災害時のご案内について 案

土曜日、日曜日 事務局は休業となっておりますので教室の地図等は事前にご確認いただきますようお願いいたします。

原則予定通り研修を行います。万が一中止になる場合は当会ホームページをご確認ください。



【添付資料】

【活動報告】

○ 第6回 ぱあとなあ千葉 運営委員会

日 時：2月9日（水） 16：00 ～ 18：30

場 所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出 席：今川・小川・奥野・片野・櫻井・篠田・四ノ宮・鈴木・高美・辻村・服部・吉田

（ 報 告 ）

・千葉家裁と3団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）との意見交換会 （2月8日）

（ 議 題 ）

1. 未成年後見人候補者推薦依頼の件（千葉家裁）： ⇒ 承認 （反対：0）
2. ささえあい制度資金の適用申請書の件：⇒ 結論に至らず、次回の運営委員会で検討。  
→「自治体からの報酬助成却下通知書の写し」の取扱いで賛否両論あり再検討。
3. 活動報告書の件：⇒ 改正された報告書について運営委員の意見を伺う。
4. 法人後見監査の件：⇒ 3月4日実施の取扱いについて、異議なく承認。  
→ 業務マニュアルとチェックリスト作成（業務管理部会が作成する）  
→ 法人後見チーム長は業務管理部会長がつとめる。
5. 渉外担当：他団体との連携について ⇒ 実施にむけて内容を検討中。
6. 全体会の取扱いについて ⇒ 取り扱う内容の検討と確認

（研修部会） 30年度の取扱いについて

- ① 成年後見人養成研修：29年と同様の内容で行う。
- ② 必須登録員研修・レベルアップ研修：29年度と同じ回数で行う。
- ③ 千葉サポート：9回実施
- ④ 事例検討会：現状通り。

（業務管理部会） 活動報告書について説明。

（リスクマネジメント部会） 過去1年間の検討事項を報告する。

（コーディネート部会） 状況報告をする。

（その他） 助成金の件を報告

8. その他

- ①「独立型社会福祉士委員会設立準備部会」の件  
⇒ぱあとなあ千葉の部会として新たに作ることにについて、異議なく承認。
- ②必須登録員研修欠席者の取扱いについて ⇒結論至らず、再検討。

（意見）

- ・次年度の候補者推薦を辞退
- ・運営委員長長の判断（特例）：やむを得ない理由で遅刻・早退した場合、体調不良など。

○ 法人後見監査 報告

日 時：3月4日（日） 10：00 ～ 11：40

場 所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出 席（敬称略）

- ・ 監査委員：須田仁、長谷川秀夫、宮原孝行
- ・ 担当者：（正）遠坂貴志、（副）吉田愛子
- ・ 一般社団法人千葉県社会福祉士会：渋沢茂
- ・ ぱあとなあ千葉：小川晴雄、櫻井勉、鈴木勝英

内 容：受任ケースの財産管理・身上監護（保護）について

【添付資料】

なし

【報告事項】

活動状況等

1 弁護士との協議会

日 時 平成 30 年 2 月 7 日 午後 6 時から 7 時 30 分

参加者 5 名

概 要

① 30 年度刑事司法ソーシャルワーカー養成講座について

今年度も弁護士会と共催で行う

基礎編（6 月 30 日、7 月 1 日予定） 弁護士会に福田弁護士を依頼

応用編（10 月 13 日、14 日予定） 弁護士会に遠藤弁護士を依頼

グループワークに 5 人程度の弁護士を依頼

（12 時から 3 時 40 分を予定）

② マッチング支援の事例検討

③ （仮）刑事司法ソーシャルワークの実務の出版について

2 学習会

日 時 平成 30 年 2 月 25 日（日）午前 10 時から 12 時

参加者 7 名

概 要

マッチング支援の事例紹介

3 弁護士との協議会（予定）

日 時 平成 30 年 3 月 7 日 午後 5 時 30 分から

参加者 2 名

概 要

（仮）刑事司法ソーシャルワークの実務の出版について

【理事会決議・承認依頼事項】

・災害に関する県内士業間連携に関する協議会

平成 30 年 2 月 27 日千葉県弁護士会館 4F で開催され、当会からは渋谷会長と常陸谷が参加し、参加団体は弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社会福祉士会となりました。

初回ということもあり各々の団体の取り組みと自己紹介から始まり、性格の違う各団体も平時においてどれだけ備えができるか、災害時、被災者に何ができるかというところで同じような課題を持っていました。

定期的を開催することとなり、研修等の打ち合わせもあることから次回は 6 月 27 日千葉県弁護士会館で開催する運びとなりました。

興味のある方はご参加いただきまして災害について一緒に考えましょう。

・千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会の開催について

平成 30 年 4 月 14 日（土）13：30 から 事務局会議室にて開催予定  
大規模災害対応ガイドライン記載の協力体制の確認等

・災害対策研修会の開催について

平成 30 年 9 月 30 日（日） 社会福祉センター中研修室

講師：佛教大学 後藤至功先生

災害時は会員の安否確認はもちろん、委員会の構成委員にも大きな影響をもたらします。役員の方は率先して参加していただき、また、災害に対して意識の高い受講生が増えるよう促してください。

課題 1：会員の安否確認は誰がどのような手法で行うか。

※会員の安否確認は規程類に記載はありません。

・千葉県社会福祉センター（仮名称）建設後の災害時の拠点内容について

平成 34 年に建設予定の同センターですが災害時の拠点としても大きな役割を持っています。千葉県社会福祉協議会が事務局の「千葉県災害 V C 連絡会」をきっかけに関係が広がればと思います。

当委員会につきましても各団体と調整をし、より効果的な支援活動ができるよう努めていきたいと考えています。

【添付資料】

別紙 1-退会承認対象者一覧（当日配布資料）

※（公社）日本社会福祉士会（以下、日本会）情報の西暦表示に合わせて年度を西暦表示している。

【報告事項】

日本会宛に退会ご希望電話あり、退会届受理で退会手続き完了も退会届未提出のまま電話での最終意思確認出来ずやむなく郵送に切り替えたが、2016 年度の書留郵送 2 回目以降から受け取り拒否となっている。

退会の意思とみなし 年会費未納 2 年経過を待って 2018 年度の年会費発生とならぬ様、2017 年 3 月 31 日付の資格喪失手続きとしたい。

【理事会決議・承認依頼事項】

定款 8 条（会員の資格喪失）

（3）正当な理由なく会費を 2 年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

以上の定款に基づき、別紙 1 に記載の 4 名について退会手続きの承認をお願いする。

【添付資料】

別紙 2-退会手続き取消承認対象者一覧（当日配布資料）

※日本会情報の西暦表示に合わせて年度を西暦表示している。

【報告事項】

第 6 回理事会で会員資格喪失退会手続き承認をいただいた会員の内、年会費 3 年分の完納及びご本人より会員ご継続確認が取れた方について会員資格喪失の取り消しを行う。

【添付資料】

別紙 3-事務管理移行に伴い、ばあとなあ千葉名簿登録料について

【報告事項】

2018 年度より日本会との事務委託契約を解除し、千葉県社会福祉士会の直接管理となることにより、ばあとなあ千葉の名簿登録料についても直接管理となるための周知文書を平成 30 年 4 月発行予定、ばあとなあ千葉名簿登録員へ配布の、ばあとなあニュースに同封する。

※年会費と混同しない様、口座振替日は年会費と別の日にちを予定している。

年会費—平成 30 年 4 月 12 日口座振替予定（日本会と同じ）、

ばあとなあ名簿登録料—平成 30 年 6 月 27 日口座振替予定（日本会と同じ）

千社士第 30-号  
平成 30 年 4 月 吉日

ぱあとなあ千葉登録員 各位

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
会 長 渋 沢 茂

### 事務管理の移行について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、本会の活動にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、本会）は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、日本社会福祉士会）に委託している会員管理及び会費徴収事務について、2018 年 4 月 1 日より事務委託契約を解除し本会に移行、直接管理することは、3 月 11 日開催臨時総会資料に同封し報告させていただいた通りです。

直接管理に伴い、ぱあとなあ千葉の名簿登録料につきましても 2018 年度より、日本社会福祉士会からの会費引き落としではなく、本会からの年会費引き落としとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

尚、ぱあとなあ千葉登録員各位におかれましては再度の口座引落手続きは不要です。

ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

#### 記

1. 引落開始時期 2018 年度（平成 30 年度）から
2. 引落日 2018 年度の名簿登録料引落は 6 月 27 日です。  
尚、名簿登録料は毎年 6 月 27 日（27 日が休日の場合は金融機関の翌営業日）に引落させていただくこととなりますのでご承知おきください。
3. 引落の金額 ぱあとなあ千葉 名簿登録料 10,000 円（引落手数料として 110 円（税抜）が同時に引落となります）

以上

※事務管理移行後も、日本社会福祉士会との会員情報共有に変更はありません。

（会員番号・氏名・現住所・勤務先情報等）

参考：事務委託契約とは

（1）入・退会事務

（2）入会金および会費の預金口座振替による回収事務（後見名簿登録料等の徴収事務を含む）

お問い合わせ先  
一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局  
千葉市中央区千葉港 7-1 塚本千葉第五ビル 3 階  
TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867  
E-mail: office@cswhiba.com

【報告事項】

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 平成 30 年 1 月 22 日～3 月 11 日

【活動報告】

- 1 月 26 日(金)千葉県総合支援協議会権利擁護部会
- 27 日(土)こども応援の輪フォーラム
- 31 日(水)千葉県福祉と司法の連携協議会打合せ
- 2 月 3 日(土)南総グループホーム講座
- 4 日(日)法人後見打ち合わせ
- 16 日(金)千葉県弁護士会貧困問題懇談会
- 18 日(日)淑徳大学シラバス打合せ
- 23 日(金)がじゅまる会
- 25 日(日)生活困窮者実務者ネットワーク研修
- 28 日(水)倫理綱領策定部会
- 3 月 4 日(日)法人後見業務監査委員会
- 6 日(火)三役会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 茂原市役所 地域包括支援センター運営協議会員  
渋沢 茂会長
- 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日及び平成 30 年 7 月 1 日～平成 33 年 6 月 30 日  
柏市役所 地域包括支援センター運営協議会委員 奥野 不二子副会長
- 平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 柏市役所  
柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会委員 奥野 不二子副会長

【講師派遣】

- 平成 30 年 3 月 16 日 宮城県仙台市役所 障害者差別解消担当相談員事例検討会第 3 回  
講師 朽名 高子氏

【日本社会福祉士会】

- 平成 30 年 2 月 17 日 新潟県社会福祉士会  
2017 年度第 2 回関東甲信越ブロック連絡協議会 渋沢 茂会長出席
- 平成 30 年 3 月 17 日 2017 年度臨時総会  
奥野 不二子副会長(会長代理出席予定)

◇その他の活動

- 平成 30 年 2 月 23 日、3 月 9 日 市川市役所 障害者支援課、介護福祉課  
市川市審判請求対象者検討会 吉田 愛子氏、今川 純子氏出席
  
- 平成 30 年 2 月 27 日 千葉県弁護士会 災害対策土業等連絡協議会  
渋沢 茂会長、常陸谷 政彦氏出席
  
- 平成 30 年 3 月 14 日 千葉県平成 29 年度第 2 回地域リハビリテーション協議会  
石山 明子氏出席予定
  
- 平成 30 年 3 月 15 日 淑徳大学 卒業式 竹嶋 信洋事務局次長(会長代理出席予定)
  
- 平成 30 年 3 月 22 日 千葉県健康福祉部千葉県ホームレス自立支援推進会議 山崎 泰介氏出席予定
  
- 平成 30 年 3 月 22 日 第3回千葉県災害ボランティアセンター連絡会 定例会議  
常陸谷様 政彦氏出席予定
  
- 平成 30 年 4 月 3 日 淑徳大学 入学式 大浦 明美副会長(会長代理出席予定)

\*\*\*\* 会員情報 \*\*\*\*

2月28日現在正会員:1,458名 (新入会:1名、転入:3名、転出:4名、退会:8名、資格喪失:3名)



【報告事項】

2018 年 2 月 24 日（土）日本社会福祉士会主催 事務職員情報交流連絡会  
事務局員 2 名の参加報告をいたします。

1) 会場：新宿歴史博物館

・西島会長開会挨拶・小笹事務局長開催にあたって

社会福祉士の資格有無は関係なくても、社会福祉士会事務局員として事務を通して社会に貢献していると再認識し、事務局に応募した理由「社会弱者の味方、社会福祉士の方のサポートがしたい。」と改めて初心に帰ることができました。

・生涯研修関係

資料に日本社会福祉士会生涯研修制度の一覧、詳しい説明があり、これから内容を理解していきたいと思っています。

今まで研修終了後に生涯研修管理システムに入力をしていましたが、参加会員の方には大切な修了履歴となりますので、今まで以上に責任もって正確に入力していこうと思えました。

・全国大会関係

2018 年 7 月に開催される山口県は手作り感満載の自主制作 PR 動画（10 分）を観て、熱意が伝わってきました。2019 年 6 月開催の茨城県も事務局員がアピールされていました。

・新会員管理システムによる会員管理・会費徴収事務について

システム概要・スケジュールについて小笹事務局長、会員管理・会費徴収事務について庄子様、成年後見管理事務について早津様が説明されました。

・ワールドカフェ方式による情報交流会（15 分/3 回）

1 回目メンバー：茨城県・福井県・東京都・長野県

- ・茨城県：大会にぜひ参加してほしい。
- ・事務局員以外に事務員 1 人で忙しい。
- ・忙しすぎて定時に帰れない。等

2 回目メンバー：富山県・奈良県・岡山県・熊本県・日本会職員

- ・事務局の人員が足りず、前会長が事務員をやっている。
- ・会費未納者の自宅に行き徴収したこともある。
- ・会費未納者の勤務先に複数回電話し徴収した。内容証明送付等未納者へ対応している。  
未納者 10 人が 1 人に減った。

3 回目メンバー：岩手県・茨城県・香川県・日本会職員

- ・受託事業がないと運営できない。
- ・未納者に 3 回に分けて書留で督促状を送り、効果があった。
- ・事務局員 1 人日々の事務作業に追われている。

ワールドカフェ方式による情報交流会では、全国の同じ仕事をしている先輩から話が聞けて良かったです。どの県も同じような問題に直面し、頑張っていることがわかり、私もより一層、日々の業務に真摯に取り組んでいこうと思っています。

事務局員 高木

2) 2017 年度 事務局職員情報交流連絡会 2 月 24 日(土)11:00~16:00

40 都道府県事務局 58 名参加

①西島会長挨拶

- ・ 「ソ教連」のアンケートに『社会福祉士の地域への働きかけが弱い』との結果が出ていた。実際は決してそうでは無いが、改めて実態を報告できるようにしたいと考えている。そのために費用が掛り助成を受けてのことになると思うが全県調査を準備中である。アンケートの回収率を上げてまとめたいと考えているので、その際にご協力をお願いしたい。「名称独占」ではあるが、実質的な「業務独占」を目指して一歩ずつ進めていきたい。
- ・ 事務局員として、日々の忙しい業務に紛れてしまいがちだが、一歩留まり、事務局としての仕事とは？を考え振り返ることも大事。事務局の要として誇りを持って良いのではないかと。

②日本社会福祉士会（以下、日本士会）職員紹介

小笹事務局長より今後の動きについて説明があった。

- ・ 日本士会正副会長の都道府県県士会訪問について
- ・ e-ラーニングの視聴について

3 月末までは全て無料視聴可能、ID 及び PW 発行するので事務局職員もぜひ視聴を！ 会員への広報もお願いしたい。

- ・ 苦情対応ガイドラインの制定について

まず窓口は事務局であろう。「懲戒の種類に関する規程」「被申立人の身分の保持に関する規程」これが無いと対応出来ない。各県士会で準備の際は注意ご確認を。

③北村様、赤沼様より生涯研修関係についての説明があった。

- ・ 県士会によって生涯研修管理システムへの入力にばらつきがある。別紙をご確認いただき、未入力の県士会はぜひ入力をお願いする。
- ・ 基礎研修については開催情報やレポートの締切についても情報入力いただきたい。
- ・ 詳細については「研修手帳」を参照いただきたい。

④全国大会 第 26 回 2018 年 7 月 7 日、8 日山口大会

・PR 動画上映、山口県士会・吉村様より開催案内があった。

全国大会 第 27 回 2019 年 6 月 1 日、2 日茨城大会・茨城県士会・小森様より開催案内があった。

12:03~13:00 昼食

⑤小笹事務局長より、会員管理委託解除後に予定される新管理システムの概要について説明があった。

- ・ 2018 年 8 月・9 月マニュアル作成サーバー構築、各県士会へ説明、参加者全員分は難しいが、何かのデモ画面を用意して説明会開催予定。
- ・ 各県士会でそれぞれ事情があることと思う。間に合わない県士会もあるようだ。何が何でも 2019 年度からは全県事務委託解除!とならない。相談し対応進めていく予定。

⑥庄子さまより、会員管理・会費徴収事務について

- ・ 主に 2019 年度からの会員管理委託解除に向けて説明―千葉会はずでに準備が終わっている事項。
- ・ 一部仕様説明、⑤に倣う。

⑦早津様より、成年後見管理事務について

- ・ 主に 2019 年度からの会員管理委託解除に向けて説明―千葉会はずでに準備が終わっている事項。
- ・ 一部仕様説明、⑤に倣う。

⑧事務局職員情報交流会（15 分×3 回）

5～6 人のグループに分かれ、15 分毎にメンバーチェンジ

a. テーマ「会員管理・会費徴収で困ったけど乗り越えた経験」

- ・ 会員数の確保―入会と退会の人数が同じ（増えない！年会費が高い！と言われる）
- ・ 規則通りに年会費未納の方に資格喪失すると結局未納のまま（不公平）
- ・ 住所不明者の確認に手間取る（変更連絡がいただけない）

b. テーマ「会員管理・会費徴収で困ったけど乗り越えた経験」

- ・ ヒューマンエラー（入力間違い）に何処で気づくか、気づいていただける新システムか？  
―excel のみで会員管理の県士会が多い？（事務局員数の不足で確認作業の手が不足）
- ・ 山口県士会より福祉大会準備について―日々の業務を抱えながら、新たな準備に掛り大変
- ・ 会員確保、増えるには増やすには？―県士会としての魅力は？

c. テーマ「自由」

- ・ 新システムに期待―データ管理がスムーズになるのでは！？
- ・ 事務委託解除に向けての不安―会員への周知はどのように？
- ・ 事務委託解除後の費用負担再確認

各県士会事務局のみなさまがそれぞれの場所で、精一杯奮闘している様子がとても伝わった。

みなそれぞれの場所で頑張っている。毎回、力をいただける。

事務委託解除について、千葉会は 1 年前倒しで実施の為、準備も含め事務管理・会費管理に対して現在の直接管理に備えての確認作業がかなり出来ているが、事務局員不足も手伝い、確認対応が追いついていない県士会もあるようだ。どこも人員不足！

会場の造りのせいか、会場内の他のグループの声も反響してしまい、目の前のグループ内の方の発言が聞き取り難かった。聞き取り難さが伝わり難さを感じられ、前回、前々回と比べて一步踏み込んでお話を聞けなかったように感じた。

事務局員 川井

旧規程（改正前）	新規程（改正後）
<p data-bbox="213 165 730 248">一般社団法人千葉県社会福祉士会 委員会の設置及び運営に関する規程</p> <p data-bbox="421 309 802 392">規程第 4 号 平成 24 年 10 月 28 日制定</p> <p data-bbox="140 501 474 537">第 1 条～第 1 1 条（略）</p> <p data-bbox="158 595 252 631">（委員）</p> <p data-bbox="140 642 802 725">第 12 条 委員は、原則として 5 名以上の本会 会員により構成する。</p> <p data-bbox="145 739 802 871">2 前項の規定にかかわらず、会員でない社会 福祉士を委員に任命することはできないも のとする。</p> <p data-bbox="145 884 802 967">3 委員は、委員長が選任し、理事会の承認を 経て、会長が委嘱する。</p> <p data-bbox="137 1028 459 1064">第 1 3 条～第 1 7 条（略）</p> <p data-bbox="137 1122 223 1158">附 則</p> <p data-bbox="145 1169 798 1252">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行 する。</p>	<p data-bbox="895 165 1415 248">一般社団法人千葉県社会福祉士会 委員会の設置及び運営に関する規程</p> <p data-bbox="979 309 1489 441">規程第 4 号 平成 24 年 10 月 28 日制定 ＜最新改正＞ 平成 30 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="821 501 1158 537">第 1 条～第 1 1 条（略）</p> <p data-bbox="839 595 933 631">（委員）</p> <p data-bbox="821 642 1484 725">第 12 条 <u>委員会</u>は、原則として 5 名以上の本 会会員により構成する。</p> <p data-bbox="826 739 1489 871">2 前項の規定にかかわらず、会員でない社会 福祉士を委員に任命することはできないも のとする。</p> <p data-bbox="826 884 1484 967">3 委員は、委員長が選任し、理事会の承認を 経て、会長が委嘱する。</p> <p data-bbox="817 1028 1144 1064">第 1 3 条～第 1 7 条（略）</p> <p data-bbox="817 1122 903 1158">附 則</p> <p data-bbox="826 1169 1482 1252">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行 する。</p> <p data-bbox="826 1265 1458 1348">2 この規程は、<u>平成30年4月1日から施行す る。</u></p>

旧規程（改正前）	新規程（改正後）
<p data-bbox="213 165 730 248">一般社団法人千葉県社会福祉士会 事務局の組織及び運営に関する規程</p> <p data-bbox="421 309 802 392">規程第5号 平成24年10月28日制定</p> <p data-bbox="158 499 248 533">（目的）</p> <p data-bbox="137 546 802 772">第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第43条第4項に基づき、事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="137 833 440 869">第2条～第3条（略）</p> <p data-bbox="158 929 312 965">（所掌事務）</p> <p data-bbox="137 978 799 1108">第4条 事務局は、本会定款第37条に定める書類の整備のほか、次の各号に定める事務を処理する。</p> <p data-bbox="153 1122 424 1158">(1)～(8)（略）</p> <p data-bbox="137 1171 309 1207">第2項（略）</p> <p data-bbox="137 1267 437 1303">第5条～第6条（略）</p> <p data-bbox="153 1364 245 1400">（職員）</p> <p data-bbox="137 1413 799 1496">第7条 定款第43条第2項の定めるところにより、事務局に職員を置く。</p> <p data-bbox="137 1509 799 1592">2 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。</p> <p data-bbox="137 1653 437 1688">第8条～第9条（略）</p> <p data-bbox="137 1749 217 1785">附則</p> <p data-bbox="137 1798 793 1881">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p>	<p data-bbox="895 165 1415 248">一般社団法人千葉県社会福祉士会 事務局の組織及び運営に関する規程</p> <p data-bbox="1011 309 1490 441">規程第5号 平成24年10月28日制定 ＜最新改正＞平成30年4月1日</p> <p data-bbox="839 499 930 533">（目的）</p> <p data-bbox="818 546 1490 772">第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第44条第4項に基づき、事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="818 833 1121 869">第2条～第3条（略）</p> <p data-bbox="839 929 994 965">（所掌事務）</p> <p data-bbox="818 978 1487 1108">第4条 事務局は、本会定款第38条に定める書類の整備のほか、次の各号に定める事務を処理する。</p> <p data-bbox="834 1122 1106 1158">(1)～(8)（略）</p> <p data-bbox="818 1171 991 1207">第2項（略）</p> <p data-bbox="818 1267 1118 1303">第5条～第6条（略）</p> <p data-bbox="834 1364 927 1400">（職員）</p> <p data-bbox="818 1413 1487 1496">第7条 定款第44条第2項の定めるところにより、事務局に職員を置く。</p> <p data-bbox="818 1509 1487 1592">2 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。</p> <p data-bbox="818 1653 1118 1688">第8条～第9条（略）</p> <p data-bbox="818 1749 898 1785">附則</p> <p data-bbox="818 1798 1481 1881">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p> <p data-bbox="818 1895 1457 1977">2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>

旧規程 (改正前)	新規程 (改正後)
<p data-bbox="172 152 778 190">一般社団法人千葉県社会福祉士会経理規程</p> <p data-bbox="427 228 801 302">規程第 8 号 平成 24 年 10 月 28 日制定</p> <p data-bbox="146 389 338 423">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="162 430 252 463">(目的)</p> <p data-bbox="146 470 801 712">第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会 (以下「本会」という。) 定款第 37 条に基づき、本会の収支及び財産の状況を明らかにし、<u>真実な報告を提供するとともに、本会の適正かつ健全な運営を行うことを目的とする。</u></p> <p data-bbox="146 757 475 790">第 2 条～第 15 条 (略)</p> <p data-bbox="162 835 475 869">(収支予算の編成時期)</p> <p data-bbox="146 875 801 994">第 16 条 収支予算は、事前議決主義により事業年度開始前に編成され、<u>総会の承認を得なければならない。</u></p> <p data-bbox="162 1039 411 1072">(予算執行の例外)</p> <p data-bbox="146 1079 801 1321">第 17 条 予算編成は、事前議決主義を原則とするが、やむを得ない事由により事業年度開始前に<u>総会の承認が得られなかった場合は、例外として会長は理事会の議決を経て、その間の収支については前年同月の実績額の範囲内において執行を認める。</u></p> <p data-bbox="146 1366 443 1400">第 18 条～19 条 (略)</p> <p data-bbox="162 1444 347 1478">(予算の補正)</p> <p data-bbox="146 1485 801 1727">第 20 条 会長は<u>予算の執行上緊急を要する等の事由により総会の議決を得る事ができないときは、補正予算又は暫定予算を作成し、理事会の議決を経て、これを執行することができる。ただし、その場合は直近の総会に報告し承認を求めなければならない。</u></p> <p data-bbox="146 1771 475 1805">第 21 条～第 44 条 (略)</p> <p data-bbox="194 1850 284 1883">附 則</p> <p data-bbox="146 1890 801 1973">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p>	<p data-bbox="857 152 1463 190">一般社団法人千葉県社会福祉士会経理規程</p> <p data-bbox="1024 228 1487 347">規程第 8 号 平成 24 年 10 月 28 日制定 &lt;最新改正&gt;平成 30 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="831 389 1023 423">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="847 430 936 463">(目的)</p> <p data-bbox="831 470 1487 712">第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会 (以下「本会」という。) 定款第 38 条に基づき、本会の収支及び財産の状況を明らかにし、<u>真実な報告を提供するとともに、本会の適正かつ健全な運営を行うことを目的とする。</u></p> <p data-bbox="831 757 1160 790">第 2 条～第 15 条 (略)</p> <p data-bbox="847 835 1160 869">(収支予算の編成時期)</p> <p data-bbox="831 875 1487 994">第 16 条 収支予算は、事前議決主義により事業年度開始前に編成され、<u>理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p data-bbox="847 1039 1096 1072">(予算執行の例外)</p> <p data-bbox="831 1079 1487 1321">第 17 条 予算編成は、事前議決主義を原則とするが、やむを得ない事由により事業年度開始前に<u>理事会の承認が得られなかった場合は、例外として会長はその間の収支については前年同月の実績額の範囲内において執行を認める。</u></p> <p data-bbox="831 1366 1128 1400">第 18 条～19 条 (略)</p> <p data-bbox="847 1444 1032 1478">(予算の補正)</p> <p data-bbox="831 1485 1487 1648">第 20 条 会長は<u>予算の執行上緊急を要する等の事由によるときは、補正予算又は暫定予算を作成し、理事会の議決を経て、これを執行することができる</u></p> <p data-bbox="831 1771 1160 1805">第 21 条～第 44 条 (略)</p> <p data-bbox="879 1850 968 1883">附 則</p> <p data-bbox="831 1890 1487 1973">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p> <p data-bbox="831 1980 1487 2040">2 この規程は、<u>平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

旧規程（改正前）	新規程（改正後）
<p data-bbox="148 170 799 208">一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程</p> <p data-bbox="620 264 799 302">規程第 13 号</p> <p data-bbox="424 315 799 353">平成 24 年 10 月 28 日制定</p> <p data-bbox="347 365 799 403"><u>最新改正 平成 28 年 9 月 11 日</u></p> <p data-bbox="164 459 252 497">（目的）</p> <p data-bbox="148 508 799 734">第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 37 条の規定に基づき、本会の情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="148 792 405 831">第 2 条～第 6 条（略）</p> <p data-bbox="236 936 320 974">附 則</p> <p data-bbox="148 985 799 1070">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p> <p data-bbox="236 1128 320 1167">附 則</p> <p data-bbox="148 1178 799 1451">1 この規程は、平成27年11月28日から施行する。  2 この規程は、平成28年 3月 5日から施行する。  3 この規程は、平成28年 9月11日から施行する。</p>	<p data-bbox="831 170 1485 208">一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程</p> <p data-bbox="1305 264 1485 302">規程第 13 号</p> <p data-bbox="1109 315 1485 353">平成 24 年 10 月 28 日制定</p> <p data-bbox="1046 365 1485 403"><u>最新改正 平成 30 年 4 月 1 日</u></p> <p data-bbox="847 459 935 497">（目的）</p> <p data-bbox="831 508 1485 734">第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 <del>37</del> <u>38</u> 条の規定に基づき、本会の情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="831 792 1088 831">第 2 条～第 6 条（略）</p> <p data-bbox="919 936 1003 974">附 則</p> <p data-bbox="831 985 1485 1070">1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。</p> <p data-bbox="919 1128 1003 1167">附 則</p> <p data-bbox="831 1178 1485 1547">1 この規程は、平成27年11月28日から施行する。  2 この規程は、平成28年 3月 5日から施行する。  3 この規程は、平成28年 9月11日から施行する。  4 <u>この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。</u></p>

旧規程（改正前）	新規程（改正後）
<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会 特定個人情報保護規程</p> <p style="text-align: right;">規程第 24 号 2016 年 3 月 5 日制定</p> <p>第 1 条～第 3 条（略）</p> <p>（個人番号を取り扱う事務の範囲）</p> <p>第 4 条 本会において、個人番号を取り扱う事務の範囲は、次の通りとする。</p> <p>（1）健康保険・厚生年金関連事務 （2）雇用保険関連事務 （3）国民年金第 3 号被保険者関連事務 （4）労働者災害補償保険法関連事務 （5）給与所得・退職所得の源泉徴収作成事務 （6）年末調整事務及び法定調書（支払い調書含む）作成事務 （7）上記に付随して行う事務</p> <p>第 5 条から第 25 条（略）</p> <p>附 則 この規程は平成 28 年 3 月 5 日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会 特定個人情報保護規程</p> <p style="text-align: right;">規程第 24 号 平成 28 年 3 月 5 日制定 最新改正 平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>第 1 条～第 3 条（略）</p> <p>（個人番号を取り扱う事務の範囲）</p> <p>第 4 条 本会において、個人番号を取り扱う事務の範囲は、次の通りとする。</p> <p>（1）健康保険・厚生年金関連事務 （2）雇用保険関連事務 （3）国民年金第 3 号被保険者関連事務 （4）労働者災害補償保険法関連事務 （5）給与所得・退職所得の源泉徴収作成事務 （6）年末調整事務及び法定調書（支払い調書含む）作成事務 （7）上記に付随して行う事務</p> <p>第 5 条から第 25 条（略）</p> <p>附 則 1. この規程は平成 28 年 3 月 5 日より施行する。 2. この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。</p>



一般社団法人千葉県社会福祉士会  
平成 29 年度第 1 回臨時総会 ご意見に対する回答

＜ご意見 1＞ 錦織様 議案第 3 号 議案第 1 号

- ① 事業計画と予算を理事会の決定で可能とすること及び、ばあとなあの苦情対応規定で、「会員は、全ての資料を提出しなければならない。それに反した場合は除名・・・」という変更について、異議あり  
理由) 会の根本の運営に関わる事項（計画や予算）や会員に対する強権発動や身分の著しい変動（停止や除名）に関する事項については、安易に委員会での変更を許していたら、委員会の独断を無制限に許すことになり、著しく非民主的。このような場合は、まず、会員に情報の提供や趣旨説明をして広く意見を募って熟慮して決定すべきである。そうでないと実質無風の総会で、わけのわからないうちに「なんとなく」決まってしまう危険な行為である。
- ② 代議員制の廃止…代議員が年間を通して、十分に会や理事会の活動の实质を理解して総会に出ているとは到底思えないので。総会における質疑の内容も薄っぺらだと感じる。
- ③ 会から出ている資料がいつもわかりづらい。議事録だけでなく、内容について、きちんとした説明をのせてほしい。役員の委員会出席なども中身が書いてない。

＜回答①＞

ご意見ありがとうございます。

議案第 3 号における定款の変更は、総会資料の提案理由にも記している通り以下の 3 点です。

- 定款第 5 条第 6 項の代議員選挙の実施月の変更
- 定款第 36 条の重複による条番号の変更
- 変更前の定款第 36 条（事業計画及び予算）における予算の作成及び変更を理事会の承認のみにすること

ご意見にありました下記の事項は、本総会のいずれの議案にも含まれておりませんが、今後とも会員の皆様に対して十分な情報提供や趣旨説明ができるよう努めさせていただきます

- ・ 会員に対する強権発動や身分の著しい変動（停止や除名）に関する事項
- ・ 安易に委員会での変更を許していたら、委員会の独断を無制限に許すことになり

＜回答②＞

ご意見ありがとうございます。

本総会において、代議員制の廃止の議案はございません。しかしながら代議員制度の課題も徐々に顕在化してきておりますので、代議員制度の課題についての検討は始めていきます。

＜回答③＞

ご意見ありがとうございます。

議事録について、わかりづらい点がございまして申し訳ございません。今後は各委員長等から補足説明をすることができるようにも検討させていただきます。

## ＜ご意見2＞ 宮間様 議案第3号

本議案に賛成の立場で意見を述べます。提案理由の3つ目、予算の作成及び変更を理事会の承認のみとすることについてですが、近年、社会経済情勢の変化はめまぐるしく、本会としても、社会福祉に関する制度改正等に柔軟に対応し、機動的な事業運営を行っていく必要があります。こうした状況に対応していくためにも今回の定款変更は必要であると思います。

しかし、一方で、本会の事業計画とこれに伴う収支予算については、これまで総会の議決事項とされてきましたが、定款変更後は、総会の議決事項ではなくなり、臨時総会も開催されなくなります。この点については、アカウントビリティの観点から、理事会の承認後速やかに、遅くとも当該年度の事業開始までに、ホームページ等により、会員や県民の皆さんに対して、当該年度の事業計画及び収支予算などをわかりやすく公表すべきと考えます。

## ＜回答＞

ご意見ありがとうございます。

ご指摘の通り、定款変更後、本会の事業計画とこれに伴う収支予算は総会の議決事項ではなくなり、理事会の承認のみとなります。従ってこれまでも公開はしておりましたが、引き続きホームページでも理事会議事録を公開し、会員や県民の皆さまからご理解を得られるよう努めて参ります。

以上